

# 令和8年度

# 丸亀市「提案型協働事業」

## を募集します！



地域の課題を効果的に解決していくため、市民活動団体等の皆さんの知識や経験を活かし、市と団体が協働で行う事業の提案を募集します。提案事業や団体の要件等、詳しくは募集要項をご覧ください。

### 市提案型

市が抱えている課題で、市民活動団体等の皆様と協働して進めたいと思っているテーマについて、市民活動団体等が考える具体的な事業を提案するもの。

#### 令和8年度 募集テーマ

##### 婚活・結婚サポート事業

少子化対策として、市の婚活事業後のフォローを希望。“おせっかい力”を活かしきめ細やかで温かみのあるサポートを展開し、その後のつながりを丁寧に支援するもの。

##### 「まちなかギャラリー」を活用した利用促進

生涯学習センターの閉館後に代替施設として整備した「まちなかギャラリー（丸亀市本町）」を活用し、「アート」「まなび」「あそび」「子ども」をテーマにしたコンテンツを協働で企画開発し、多様な市民が気軽に集まり、交流できる場を創出する。

##### 重層的支援の認知向上

市内の小学生を対象に地域共生社会や重層的支援の大切さや内容を伝える取り組み。視覚的・体験的な手法で助け合いや支え合いの意識を育み、「自分も地域の一員」と感じられる機会を創出する。

##### SNSを通じての介護事業の啓発について

介護保険や高齢者福祉制度の情報をSNSや動画ツールを活用して、親の介護を担う世代を対象にわかりやすく発信し、気軽に視聴できるコンテンツを通じて必要な支援につなげることを目指す。

##### 公園内花壇の維持管理

花壇のある公園が少ない中、植え替え・除草・灌水などを行い、安心・安全な公園づくりを推進する。緑を守り育てる機運を高めながら、自然豊かなまちづくりを目指す。

##### 保育士の負担軽減

市内で延長保育を実施している2つの公立保育施設において、有資格者で構成された団体に、延長保育の時間帯において保育や教材制作などを担ってもらい、現役保育士の負担軽減と離職防止を図るもの。

### 団体提案型

市民生活における課題やニーズに対応する事業を市民活動団体等が提案するもの、テーマは自由ですが、市の施策に沿った内容となるよう、丸亀市総合計画の施策に関連する事業としてください。

お問合せ先

丸亀市 地域づくり課

☎ 0877-24-8853

詳しくは丸亀市HP  
をご覧ください



## 事業の募集期間・委託期間と委託料

-次のすべてを満たす事業が対象です-

- ①丸亀市内で実施される事業
- ②公益的、社会貢献的な事業で、団体と市が協働して取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決につながる事業
- ③市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ④協働の役割分担が明確で、協働による相互補完で相乗効果が高まる事業
- ⑤実施を前提とした事業で、協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- ⑥先進性、先駆性があり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑦予算の見積もりや事業企画が適正な事業

⑧継続性が認められる事業

- ⑨丸亀市総合計画（要項P16.17）の施策に関連する事業

-次に該当する事業は対象外です-

- ①営利を目的とした事業
- ②特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③政治、宗教、選挙活動に関わる事業
- ④施設等の建設や整備を目的とする事業
- ⑤飲食を主とする地域住民の交流行事等のイベント事業
- ⑥国や地方公共団体及びその他の団体等からの助成等を受ける事業
- ⑦すでに提案型協働事業で採択されている事業（※前年度採択事業に限り、継続して実施可能）

## 団体の要件 -すべてを満たす団体が対象です-

- ①香川県内に事務所を有すること。
- ②5人以上で構成される団体（法人格の有無や営利・非営利は問わない）であること。  
注1 市民活動を実践する団体員で構成する実行委員会についても可とする。  
注2 事業者が申請する場合は、その活動が営利を目的としない、公益的なものである場合に限る。
- ③組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- ④事業や予算、決算を適正に行っていること。
- ⑤委託業務を的確に遂行できること。
- ⑥過去1年以上の活動実績があり、事業報告、決算、広報、会報等の書類で確認できること。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑧暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

丸亀市外の団体も応募が可能です！

## 事業の募集期間・委託期間と委託料

令和8年1月28日（水）までに事前協議を行い、書類提出は、令和8年1月29日（木）～令和8年2月6日（金）17時厳守、委託期間は令和8年4月1日（水）～令和9年3月15日（月）までの間の必要な期間です。

また、委託料の上限は50万円で、事業に必要と認められる額とします。（支払いは原則として事業完了検査後に行います。）

## 提案型協働事業の流れ



提案型協働事業説明会  
申込はコチラから



日時：令和8年1月7日（水）

10:00～

場所：丸亀市市民交流活動センター・マルタス  
2階 ROOM 4

※事業内容に関心があり、説明会にご参加いただけない方は地域づくり課までご相談ください。

Tel : 0877-24-8853